

財政規律ガイドライン (改定版)

令和5年3月

杵築市

1. ガイドライン策定の目的

本ガイドラインは、杵築市財政健全化条例（以下「条例」という）第8条第1項に基づき策定するもので、本ガイドラインを遵守することにより、財政規律を確保し、将来にわたって健全で持続可能な財政運営を行い、市民福祉の向上に資することを目的とします。

2. ガイドラインの位置づけ

本ガイドラインは、第2次杵築市総合計画の基本構想である、「人・自然・文化が調和した 安心・安全で活力あふれるまち」の実現を目指し、中長期的な施策展開を推進するため、予算の編成及び執行を含め、財政運営全般に関する施策の基本となるだけでなく、市の各種政策の策定等に際しても財政的な指針としての性格を有するもので、遵守しなければならないものです。

3. ガイドラインの計画期間及び目標数値

条例第8条第2項に定める計画期間は、第2次杵築市総合計画の計画期間である令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

なお、ガイドラインでは、目標数値を設定し、継続的な進捗管理を実施し、効果的・効率的な行財政運営を推進します。

4. 具体的な取り組み

（1）歳入の確保

①市税（料）

市税（料）についての専門性を高める人材育成等による組織体制の強化や、公正・公平で効率的な徴収業務の実施に継続して努めます。

②負担金及び使用料・手数料等

特定の行政サービスの受益者に負担していただく負担金及び使用料・手数料等については、徴収業務の強化に努めるとともに、そのサービスに係るコストや社会情勢等を踏まえた適切な負担水準となるよう、適宜見直しを行います。

③国・県支出金等

事業目的を効率的に達成するうえで最適な事業スキームを構築し、適合する国・県支出金等の活用に努めます。

なお、支出金等が廃止された場合は、原則事業を廃止します。

【具体的な目標数値（一般会計）】

○市税徴収率（現年度分） 99.1%

(2) 歳出の見直し

市が実施するすべての事業について、その必要性や優先度、達成度等のあらゆる観点から評価・検証・見直しを行い、新規事業については、目的や期待される効果を精査し、実施の妥当性を判断するとともに、事業の実施に際しては最も効率的・効果的な事業スキームとなるよう努めることで、継続的な歳出改善を図ります。

また、財源や人的リソースを考慮したうえで、上記の取組みを十分に行うために必要となる様々な改善について、継続して抜本的な取組みを行います。

特別会計については、「独立採算」または「特定収入による事業の実施」の原則を踏まえ、国が示す繰出基準等に即した運営が可能となるような財政運営に努めます。

【具体的な目標数値（山香病院事業会計を除く全会計）】

○職員数 307人以内

(3) 基金の残高確保

今後の社会変動や緊急の課題に適切に対応できるよう、基金残高の確保に努めます。

【具体的な目標数値（普通会計（一般会計及びケーブルテレビ特別会計））】

○財政調整基金残高 20億円以上

○財政調整基金以外の基金残高 20億円以上

(4) 将来負担の圧縮

将来的な財政基盤を確立するため、地方債残高の抑制に努めます。

また、発行する地方債については、事業の構想の段階から内容を精査し、可能な限り交付税措置率の高いものを活用できるよう努めます。

【具体的な目標数値（普通会計（一般会計及びケーブルテレビ特別会計））】

○地方債発行限度額

（臨時財政対策債、災害復旧事業債及び減収補填債除く）

計画期間内で37億5千万円以内

※令和元年度繰越明許費は含まず、令和6年度繰越明許費は含む

(5) 予算の執行について

予算執行においては、職員一人ひとりが自らの業務が市の財政と市民の期待に直結していることを自覚し、事業執行における積極的な創意・工夫により、漫然と執行するのではなく、事業目標を達成しつつも効率的かつ最小限の支

出となるようあらゆる角度から経費の削減を図ります。

5. 取り組みの評価

毎年度、予算・決算について、目標に対する実績を議会へ報告します。